

# 商品概要説明書

## J A 新規就農応援資金

令和 4 年 4 月 1 日現在

商品名	J A 新規就農応援資金
ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方および法人の方とします。 ○ J A の組合員の方。 ○ 就農開始 5 年目までの新規就農者の方で就農計画の提出が可能な方。 農家後継者の方については、独立経営や新たな営農部門を開始する方および家族経営協定等により、経営のうち一部の部門について主宰権があること等が明確になっている方は対象となります。 ※就農開始後 2 年目以降の場合、直近の税務申告書類および決算書類の提出が可能である方。 ※農家後継者の方は、経営者の直近の税務申告書類および決算書類の提出が可能である方。 ○ 個人の方は、お借入れ時の満年齢は 66 歳未満の方。 ○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
お使いみち	○ 農業経営にかかる設備・運転資金 ※詳細については、各 J A の融資窓口にお問い合わせください。
ご融資金額	○ 1, 000 万円以内 (10 万円単位) とし、所要額以内とします。
ご融資期間 据置期間	○ 設備資金 12 年以内 (うち据置期間は 5 年以内) ○ 運転資金 3 年以内 (うち据置期間は 1 年以内)
ご融資利率	○ 各 J A 所定の利率といたします。 ※詳細については、各 J A の融資窓口にお問い合わせください。
ご融資方式	○ 証書借入
ご返済方法	○ 原則として元金均等方式および元利均等方式とし、毎月返済方式、年 1 回または年 2 回返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済に加えて 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことがございます。 ※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。
保証	○ 原則として和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ○ 法人の方は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経

保証	<p>営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一括前払い、分割払いのいずれかをご選択いただけます。</li> <li>○ 保証料率は年0.3%です。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 繰上返済手数料、条件変更手数料等については、各JA融資窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
最低出資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。出資金額については、各JA融資窓口にお問い合わせください。</li> </ul>
苦情処理措置 および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JA支店（所）またはJA本店（所）に設置のJAバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お申込みに際しては、JA、および原則として和歌山県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</li> <li>○ 現在のご融資利率やご返済額の試算、「保証意思宣明公正証書」の必要有無の確認および取得方法等については、JAの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>